

令和5年度

第25回大分県教育委員会 議事録

日 時 令和6年3月12日（火）
開会13時35分 閉会14時47分

場 所 教育委員室

令和5年度
第25回大分県教育委員会

【議 事】

(1) 議 案

- 第1号議案 大分県立スポーツ施設利用規則の一部改正について
- 第2号議案 大分県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の管理に関する規則の一部改正について
- 第3号議案 大分県教育委員会の任命に係る臨時的任用職員の管理に関する規則の一部改正について
- 第4号議案 令和6年4月1日付け人事異動について
- 第5号議案 教職員の懲戒処分について

(2) 協 議

- ① 令和7年度（令和6年度実施）教員採用試験実施要項（案）について

【内 容】

1 出席者

委 員	委 員（教育長職務代理者）	岩 崎 哲 朗
	委 員	高 橋 幹 雄
	委 員	高 鈴 木 恵 代
	委 員	岩 武 茂 代
	委 員	岡 田 豊 弘
事務局	理事兼教育次長	渡 辺 登
	教育次長	三 浦 一 雄
	教育次長	武 野 太 明
	参事監兼福利課長	谷 川 芳 明
	参事監兼特別支援教育課長	升 井 淳 二
	教育改革・企画課長	鈴 木 耕 平
	教育デジタル改革室長	内 田 潔
	教育人事課長	吉 雄 幸 平
	学校安全・安心支援課長	前 田 英 明
	義務教育課長兼幼児教育センター所長	小 野 勇 一
	高校教育課長	山 田 誠 司
	社会教育課長	森 山 貴 仁
	人権教育・部落差別解消推進課長	小 原 猛
	体育保健課長	佐 保 宏 二
	教育財務課 財務企画監	深 藏 亮 一
	文化課 参事（総括）	櫻 井 成 昭
	教育改革・企画課 総務企画監	小 野 裕 二
	教育改革・企画課 課長補佐（総括）	新 貝 隆
	教育改革・企画課 主査	長 山 佳 史
	教育改革・企画課 主任	久 知 良 周 平

2 傍聴人

1 名

開会・点呼

(岩崎委員)

本日は岡本教育長が欠席のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定により、職務代理として予め指名を受けている私が教育長の代理として職務を行います。

(岩崎委員)

まず、委員の出席確認をいたします。
本日は、全委員が出席です。

(岩崎委員)

はじめに、3月5日付で教育委員に就任されました岡田豊弘（おかだ とよひろ）委員から一言ご挨拶をいただきたいと思います。

(岡田委員)

3月5日付で教育委員に就任いたしました、岡田豊弘と申します。
私は教員養成課程の大学に4年間通っており、特別支援教育を専攻しておりました。学生時代、児童相談所の一時保護所で、舎監補助のアルバイトを3年間しており、そこで出会った子ども達の影響が非常に大きくて、その経験により自分の進むべき道が変わりました。
それから社会的養護が必要な子ども達と暮らしを共にして、現在25年が経ちます。
今回、教育委員に就任するという事で、特に児童福祉の分野でどのような貢献ができるのか、自問自答をしているところでありますが、子どもの教育のために一生懸命頑張りたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(岩崎委員)

それでは、ただ今から、令和5年度第25回教育委員会会議を開催します。

署名委員指名

(岩崎委員)

本日の議事録の署名については、鈴木委員にお願いします。

会期の決定

(岩崎委員)

本日の会議はお手元の次第のとおりです。会議の終了は15時00分を予定していますので、よろしくお願いいたします。

議 事

(岩崎委員)

会議は原則として公開することとなっておりますが、第4号、5号議案及び協議第1号は人事に関する案件ですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定により、これを公開しないことについて、委員の皆さんにお諮りいたします。

賛成の委員は挙手をお願いします。

(採 決) 全員挙手

(岩崎委員)

第4号、5号議案及び協議第1号は非公開といたします。

(岩崎委員)

本日の議事進行は、始めに公開による議事を行い、次に非公開による議事を行います。

【議 案】

第1号議案 大分県立スポーツ施設利用規則の一部改正について

(12課1室〔本庁全所属〕入室)

(岩崎委員)

それでは、第1号議案「大分県立スポーツ施設利用規則の一部改正について」提案しますので、体育保健課長から説明をしてください。

(佐保体育保健課長)

大分県立スポーツ施設利用規則の一部改正について、提案します。

資料13ページをご覧ください。

改正理由ですが、大分県立庄内屋内競技場の管理に係る事務を由布市に委託することに伴い、規定を整備する必要があるため改正するものです。

管理方法の変更の経緯についてですが、庄内屋内競技場は、平成4年8月の建設当初から、由布市が維持管理を担っており、指定管理者制度導入後も、由布市

を任意指定し、継続して管理運営を行ってきました。しかしながら、本施設は、ライフル射撃場であるという特性上、ライフル射撃競技以外の利活用が難しいことから、施設利用者の増に向けた取組に限界が見られることに加え、公の施設の管理に民間の能力を活用することにより、住民サービスの向上や経費の削減等を図るという指定管理者制度の趣旨を十分生かせない状況にありました。

このような状況を踏まえ、大分県と由布市で協議を行った結果、庄内屋内競技場施設の効率的な業務運営に向け、地方自治法第252条の14に規定する「事務の委託」へ管理方法の変更を行うものです。このことについては、令和5年1月24日開催の令和5年度第17回教育委員会会議にて説明し、承認をいただきました。その後、令和5年第4回定例県議会で議案が可決され、本年1月には公示も済ませたところです。

改正内容ですが、資料3ページから資料12ページの新旧対照表にあるとおり、庄内屋内競技場に係る規定及び関係様式の削除と、これに伴う様式番号の整理を行います。

施行期日は、令和6年4月1日とします。

以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

(岩崎委員)

ただ今説明のありました議案について、審議を行います。

ご質問・ご意見はありませんか。

(高橋委員)

管理方法を事務の委託に変更することで、利便性が良くなることが第一であると思うのですが、ライフル射撃競技以外に、室内を別の用途で利用できるようになるのですか。

(佐保体育保健課長)

これまでも、ソフトテニスや卓球など、ライフル射撃競技以外も利用することはできました。

ただ、ライフル射撃競技に特化した造りであることや、競技の特性上、ライフル射撃競技利用中は、同時に他の競技の利用が難しいことから、指定管理者制度の趣旨を十分に活かさない状況にありました。

事務の委託後も、由布市ではライフル射撃競技以外のことにも利活用することになっています。

(高橋委員)

アーチェリーや弓道は利用できますか。

(佐保体育保健課長)

アーチェリーは距離が足りないため利用できません。

弓道を行うスペースはありますので、利用することができると思います。

(岩崎委員)

その他、何かありますか。

それでは、第1号議案の承認についてお諮りいたします。

承認される委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

(岩崎委員)

第1号議案については、提案のとおり承認します。

第2号議案 大分県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の管理に関する規則の一部改正について

(12課1室〔本庁全所属〕入室)

(岩崎委員)

それでは、第2号議案「大分県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の管理に関する規則の一部改正について」提案しますので、教育人事課長から説明をしてください。

(吉雄教育人事課長)

大分県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の管理に関する規則の一部改正について、提案します。

資料10ページをご覧ください。

改正の理由ですが、地方自治法の一部改正により、会計年度任用職員に対し、勤勉手当を支給することができることとされたことを受けて、規定の整備を行うものです。

改正内容ですが、会計年度任用職員の勤勉手当に関する規定の改正のため、規定を新設するとともに、勤勉手当の支給にあわせて人事評価の様式を整備します。

施行期日は、令和6年4月1日とします。

以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

(岩崎委員)

ただ今説明のありました議案について、審議を行います。

ご質問・ご意見はありませんか。

(質問・意見なし)

(岩崎委員)

それでは、第2号議案の承認についてお諮りいたします。
承認される委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

(岩崎委員)

第2号議案については、提案のとおり承認します。

第3号議案 大分県教育委員会の任命に係る臨時的任用職員の管理に関する規則の一部改正について

(12課1室〔本庁全所属〕入室)

(岩崎委員)

それでは、第3号議案「大分県教育委員会の任命に係る臨時的任用職員の管理に関する規則の一部改正について」提案しますので、教育人事課長から説明をしてください。

(吉雄教育人事課長)

大分県教育委員会の任命に係る臨時的任用職員の管理に関する規則の一部改正について、説明します。

資料5ページをご覧ください。

改正の理由ですが、学校に属する臨時講師などの臨時的任用職員の病気休暇を、正規職員に準じ有給休暇に改めるものです。また人事評価の様式について会計年度任用職員と併せて整備します。

施行期日は、令和6年4月1日とします。

以上、ご審議のほどよろしくをお願いします。

(岩崎委員)

ただ今説明のありました議案について、審議を行います。
ご質問・ご意見はありませんか。

(質問・意見なし)

(岩崎委員)

それでは、第3号議案の承認についてお諮りいたします。
承認される委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

(岩崎委員)

第3号議案については、提案のとおり承認します。

(岩崎委員)

次に、先に非公開と決定しました議事を行いますが、その前に、公開の議事でその他、何かありますか。

(岩崎委員)

それでは、先に非公開と決定しました議事を行いますので、傍聴人は退出してください。

(岩崎委員)

それでは、第4号議案の審議を行いたいと思いますが、職員の人事異動に関することですので、これを記録することは適当でないと考えます。

したがって、大分県教育委員会会議規則第14条第2項ただし書により、これを記録する必要のない事項とすることについて、委員の同意を求めます。賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

(岩崎委員)

委員の同意を得ましたので、そのように取扱います。

それでは、本議案の審議に必要な職員以外は、退出をしてください。

【議案】

第4号議案 令和6年4月1日付け人事異動について

(1課〔教育人事課〕入室)

(岩崎委員)

それでは、第4号議案「令和6年4月1日付け人事異動について」提案しますので、教育人事課長から説明をしてください。

(説明)

(岩崎委員)

ただ今説明のありました議案について、審議を行います。

ご質問・ご意見はありませんか。

(質問・意見)

(岩崎委員)

その他、何かありますか。

それでは、第4号議案の承認についてお諮りいたします。

承認される委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

(岩崎委員)

第4号議案については、提案のとおり承認します。

第5号議案 教職員の懲戒処分について

(2課〔教育改革・企画課、教育人事課〕入室)

(岩崎委員)

それでは、第5号議案「教職員の懲戒処分について」提案しますので、教育人事課長から説明をしてください。

(説明)

(岩崎委員)

ただ今説明のありました議案について、審議を行います。

ご質問・ご意見はありませんか。

(質問・意見)

(岩崎委員)

その他、何かありますか。

それでは、第5号議案の承認についてお諮りいたします。

承認される委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

(岩崎委員)

第5号議案については、提案のとおり承認します。

【協 議】

① 大分県公立学校教員育成指標の改訂について

(2課〔教育改革・企画課、教育人事課〕入室)

(岩崎委員)

それでは、協議第1号「令和7年度（令和6年度実施）教員採用試験実施要項（案）について」教育人事課長から説明をしてください。

(説明)

(岩崎委員)

ご質問・ご意見はありませんか。

(質問・意見)

(岩崎委員)

今回の協議の結果を踏まえて、準備を進めていきたいと思えます。

(岩崎委員)

最後にその他、何かありますか。

それではこれで、令和5年度第25回教育委員会会議を閉会します。

ありがとうございました。